

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月6日
【会社名】	株式会社エル・シー・エーホールディングス (旧会社名 株式会社L'ALBAホールディングス)
【英訳名】	LCA Holdings Corporation (旧英訳名 L'ALBA Holdings Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹部 高廣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 (旧本店の所在の場所 東京都中央区銀座一丁目20番14号)
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 英男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 (旧本店の所在の場所 東京都中央区銀座一丁目20番14号)
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 英男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,625,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 346,125,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)平成25年8月9日開催の第49期定時株主総会の決議により、平成25年8月9日から会社名及び本店の所在の場所を上記のとおり変更致しました。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月26日付で提出いたしました第47期（自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）有価証券報告書及び第48期第1四半期（自 平成23年 5月21日 至 平成23年 8月20日）報告書の訂正報告書の一部に誤りがありました。

また、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、監査報告書を添付しておりませんでした。これは平成25年12月26日の訂正報告書提出時点において、監査未了であったためであり、本訂正報告書提出日現在において、訂正後の連結財務諸表に関する監査は終了し、監査報告書を受領しておりますので、新たに監査報告書を添付いたしました。

これらを訂正するために平成26年2月6日付で有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成25年12月26日付で提出いたしました訂正有価証券届出書（平成23年11月7日付で提出した有価証券届出書の訂正）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

第四部 【組込情報】

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_罫線で示してあります。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

（訂正前）

平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、平成25年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されました。

当社としては本件提出命令には承服できないものとして、今後、行政事件訴訟法に基づく処分の取消の訴えを提起することも検討しており、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続きを含め、該当有価証券報告書、四半期報告書に関する公正な判断を求める方針です。

また他方で、本件提出命令については、その提出まで7日間の期限が付されているところ、本件提出命令に従わないときに金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に従い、第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成23年11月7日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

（訂正後）

平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、平成25年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されました（金融商品取引法第10条第1項および第24条の2第1項）。

<下線部削除>本件提出命令に従い、第45期（平成21年5月期）事業年度有価証券報告書から第50期（平成26年5月期）第1四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成23年11月7日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 至	平成22年5月21日 平成23年5月20日	平成23年8月19日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 至	平成22年5月21日 平成23年5月20日	平成25年12月26日 関東財務局長に提出
第1四半期報告書	事業年度 (第48期 第1四半期)	自 至	平成23年5月21日 平成23年8月20日	平成23年10月4日 関東財務局長に提出
訂正第1四半期報告書	事業年度 (第48期 第1四半期)	自 至	平成23年5月21日 平成23年8月20日	平成25年12月26日 関東財務局長に提出

&lt;後略&gt;

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 至	平成22年5月21日 平成23年5月20日	平成23年8月19日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 至	平成22年5月21日 平成23年5月20日	平成25年12月26日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 至	平成22年5月21日 平成23年5月20日	平成26年2月6日 関東財務局長に提出
第1四半期報告書	事業年度 (第48期 第1四半期)	自 至	平成23年5月21日 平成23年8月20日	平成23年10月4日 関東財務局長に提出
訂正第1四半期報告書	事業年度 (第48期 第1四半期)	自 至	平成23年5月21日 平成23年8月20日	平成25年12月26日 関東財務局長に提出
訂正第1四半期報告書	事業年度 (第48期 第1四半期)	自 至	平成23年5月21日 平成23年8月20日	平成26年2月6日 関東財務局長に提出

&lt;後略&gt;

独立監査人の監査報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス  
取締役会 御中

## 監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成21年5月21日から平成22年5月20日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス及び連結子会社の平成22年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において963百万円の当期純損失を計上した結果、平成22年5月20日時点では、608百万円の債務超過に陥った。また、営業キャッシュ・フローについても前連結会計年度に1,258百万円、当連結会計年度に227百万円とそれぞれマイナスとなっており、延滞債務1,700百万円が発生している。当該状況により、会社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成21年5月21日から平成22年5月20日までの第46期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成22年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において1,274百万円の当期純損失を計上した結果、平成22年5月20日時点では、670百万円の債務超過に陥った。また、前事業年度に640百万円、当事業年度において449百万円と営業損失を計上しており、延滞債務は1,283百万円発生している。当該状況により、会社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成22年5月21日から平成23年5月20日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

## 記

当監査法人は、訂正後の連結財務諸表の監査に際して当時の監査人の監査結果を利用することができなかつたため、平成23年5月20日現在の現金3,668千円の実査及び商品1,808千円の棚卸立会に関する監査証拠を入手することができなかつた。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス及び連結子会社の平成23年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において360,804千円の当期純利益を計上したものの、営業キャッシュ・フローについては、前連結会計年度に227,638千円、当連結会計年度に825,782千円とそれぞれマイナスとなっている。また、多額の未払債務や未払税金等があるため、会社の保有する不動産に対する強制競売の申し立てや国税局等による差押等を受けている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス  
取締役会 御中

## 監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成22年5月21日から平成23年5月20日までの第47期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

## 記

当監査法人は、訂正後の財務諸表の監査に際して当時の監査人の監査結果を利用することができなかつたため、平成23年5月20日現在の現金2,510千円の実査に関する監査証拠を入手することができなかつた。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成23年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において235,947千円の当期純利益を計上したものの、平成23年5月20日時点では、433,807千円の債務超過となっている。また、前事業年度において449,866千円、当事業年度において6,696千円と営業損失を計上しており、多額の未払債務や未払税金等があるため、会社の保有する不動産に対する強制競売の申し立てや国税局等による差押等を受けている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成23年5月21日から平成24年5月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年5月21日から平成23年8月20日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年5月21日から平成23年8月20日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス及び連結子会社の平成23年8月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間において44,846千円の営業損失を計上しており、また、多額の未払債務や未払税金等があるため、会社の保有する不動産に対する強制競売の申し立てや国税局等による差押等を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。なお、訂正前の四半期連結財務諸表は前任監査人によって監査されており、平成23年10月4日に四半期レビュー報告書が提出されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

